

令和6年5月27日
総務部人事秘書課

職員の懲戒処分について

福津市長は、地方公務員法第29条の規定により職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 管理職員、一般職員の別

管理職員

2 処分内容

減給10分の1 1か月

3 処分理由

令和5年9月5日、部下の職員1名及び複数名に対し、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、複数回、他の職員にも聞こえるほどの大声で、不適切な内容の文言により叱責するパワー・ハラスメント行為を行った。

4 処分年月日

令和6年5月24日

市長コメント

福津市職員が部下に対してパワー・ハラスメント行為を行った件について、令和6年5月24日付で懲戒処分を行いました。

パワー・ハラスメントという行為が行われたことは、極めて遺憾であり、大変重く受け止めております。

今後は、再発防止に努めるとともに、組織を挙げて職場環境の改善に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

福津市長 原崎 智仁